

NO 165

全 仏

3 / 46

「今此、三界皆是、我有其中、衆生悉是吾子」とは法華經の明文で、自他彼此の差別なき一体觀が打ち出され、「一切衆生悉有仏性」とあれば誰もが持っている宗教心をふるい起せと、仏陀は仰せである。日蓮聖人は人々の心に巢喰っている我執を去って、「汝早く信仰の寸心を改めて速に実乗の一善に帰せよ」と立正安國論に叫ばれて平和な世界つまり



(日蓮宗管長藤井日静祝下)

仏国土実現を終生の目的とせられた。この宗教心こそキリスト教の精霊であり、神道の直き心であり仏教の説く仏性であり世界の人々を結びつける平和実現の根本要諦であり、本年一三五〇年忌の聖徳太子の「以和為貴」の心であり一一五〇年忌の伝教大師の「一隅を照す」ところの国宝であり生誕七五〇年の日蓮聖人の立正安國である。

昭和46年3月1日

春 彼岸

公害の告発時代

吉田留次郎

(中外日報社長)



春彼岸菩提の種をまく日かな

寒い寒いといっているのに、ことしももう彼岸会がめぐって来る。冬眠していた生きとせ生けるものも、陽気に誘われて地中から洞の中からみこしをあげる。私どもも洞の中のアニマルや、地虫といささかもかわらぬ。何が忙しいのか、忙しい忙しいと雑事に追われ、僧俗ともに人生の無常を知ろうとはしない。

所得倍増の産業優先のキャッチ・フレイズで、今日の経済大国にのし上がった。四半世紀をふりかえると「はるげくも来つるかな」の感懐にかられる。勢い現実一辺倒で、無常観とか出世間のことなどは、考えるよゆうがなかった。せんじつめると地上の一切の営みは、相対有心というよりも、一得一失で、一つよいところがあると、必ず一つ悪い面が出てくる。経済大国になったトタンに公害問題が発生し、社会問題から人道問題にまで発展しつつある。

大気汚染の水質汚染、土壌汚染などが急にクロウズ・アップされ、公害学者にいわせると地球全体が汚染されているという。こうなると全人類の生存さえおびやかされ、マスコミは連日プレス・ヤンペンを行ない、この重大さを警告している。

仏教に「天人五衰」の教えがある。経済成長の甘酒に酔いしれていた天人どもが、漸くことの深刻さにあわてふためいている。五衰の症状があらわれたことは、失なわれた「人間の再発足」として大いに歓迎したい。ことばをかえると現代文明は、死の概念をもっていない。死の概念のない文明からは、生き生きとした生の概念をもつ、文化の生まれるはずはない。さいわい成長の一途を辿るばかりの生産力が、公害問題でデッドロックにのりあげた。まことに天の配剤である。

産業優先の所得倍増にむなしさを感じ、人間の幸福とはいったい何なのか。生き甲斐はどういうことなのかとの関心が、青壮年層の間に起こってきたのは喜ばしい。マスコミも価値観の多様化による、現代人の意識調査に異常な関心を示し、ことしの元旦号から、さかんに「幸福論」をとりあげ出した。その内容を、こ

とまかに分析している。

毎日新聞の世論調査によると幸福になるには、まず健康が第一で九五%、明るい家庭が八四%、助け合う心が六〇%、平和な世界が五五%、ゆたかなくらしが五一%で、これがベスト五に入っている。助け合う心が三位に入ったのは注目し値する。どれ一つとりあげても、なるほどとうなずかせるものばかりである。といても真の幸福というにはほど遠い。

私どもは外に幸福を求める前に、求めている自分は何ものであるかを見を向けよう。自身の正体が、ハッキリしないで、外に幸福を求めたところでナンセンスだ。かりに八十年生きたとしても、生きたことにはならぬ。私の心を振り下げていくと「転んでもタタでは起きぬ、自分を」発見する。大無量寿経の五悪段に「曾無一善」とあるが、これに無条件にあなたがたがならないと、浄土に生まれようとする菩提心も起こってこない。

横川法語に「妄念はもとより凡夫の地体なり。妄念のほかに別に心はなきなり」とキメつけて歯切れがよい。しかも「妄念のうちより申し出でたる念仏は、にぎりしめぬはちすのごとくにて、決定往生疑いあるべからず」とある。そのものズバリだが現代人の多くは、この聖語をどう受取るだろうか。うぬぼれとカサ気の無いものは一人もいない。みんな自分を賢いと思ひ込んでいるから、ひとのスキヤンダルをあばいて手をタタク。

いうところの「告発時代」で、横川法語には本能的に反発を感じるだろう。しかし、もうひとつ深く味あうと、なるほどとうなずかざるを得まい。新聞やテレビや週刊誌を見ると、ダークサイドの面ばかりをクロウズ・アップし、心あたたまるニュースは一向のせない。マスコミは世相を善導しているのか、悪化させているのか。青少年におよぼす影響は、はかり知れ

ないものがある。ともに凡夫の寛容の精神がほしい。

現代人のほとんどは無常観がない。死ぬのは他人ばかりで、自分だけは永久に生きられると、無意識に思い込んで。昭和元祿のしからしめるところで「無常こそ常住だ」といってもピンとこない。あまりにも世の中が騒々しく、静かに内にかえりみる機会が少くないからだろう。諸行は無常で森羅万象の一切は刻々に変化する。会うは別れのはじめで、同じ日時と同じ場所で会うのは、一生に一度しかない。

一期一会が心からうなずけたら「友、遠方より来る。また来しからずや」で一入の感慨もわく。無常たのみがたし露命いずれの道草におおちん。一日生きたことは一日死んだことである。死は入学試験に失敗したとか、商売が左前になったというような、相対的なものではない。死は私の全存在を一瞬にして否定し去る。どこへゆくのか。

「八万の法蔵を知るとも、後世を知らざるものを愚者ととなす」と、古聖もいませめて。人生の真の幸福とは仏法を聞いて、限らないいのちをたまわり、如来の大悲に抱かれて、安らかに日々を送ることである。これ以上のしあわせはなく、身のさちは何に比べようもない。世論調査のベスト五のどれをとりあげても、その幸福が限定されている。

限定された幸福を、人生の究極のよりどころとすることはできぬ。

春彼岸菩提の種をまく日かな。タネをまいて、この岸から彼岸に渡るのが彼岸である。後世を知るとは彼岸の意味する。橋のない川を、どうしてさどりの向こう岸に渡るのか。「死すべきいのち、きょう一日あるはありがたし」と、感謝にあふれておのがたつきにいそしもう。具体的には布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智恵の六度の行を、日常生活を通じて修行する。人間は、いや私は欲と二人づねになると、朝から

晩まで張り切って働ける。

この私欲を刻々に大欲へ転換するところに仏道の手習いがある。つづいてこそ道で、つづかなかつたら道とはいえぬ。上求菩提・下化衆生の願心を、ライフワークとして持続することである。持続すると私の発心が、いつの間にかみ仏の菩提心とひとつになる。橋のない川を渡るには、絶対他者の仏力に催されるほかはない。

① 人生二十八年の旅路を、ここに終わります。皆さんお世話になりました。夫よ、子供よ、さようなら。

② 母さんほんとにありがたう。わたしの心のおろかさ、わがままばかりいい張って、あなたを泣かせてきましたね。

③ わたしの宿業抱きしめてみ親もともに泣きますと、聞かせてもらったその日から、心のやみは晴れました。

④ 一日ごとに腫れてゆき、いたみもつるこの腹を、なでては泣いたこの口に、今では念仏たえませぬ。

⑤ わたしが、逝ったそのあとで、あけくれ三人の幼な児が、母をたずねて泣くでしょう。思えば心が残ります。

⑥ 幼き三人の子供らよ。母さん恋しと思うなら、み仏さまに手を合わせ、南無阿弥陀仏を唱えてね。

夫と三人の愛児を抱え死の床にあって、病苦にさいなまれながら、一日一日喜びの浄土への旅をしている。その喜びは悲しみの中の喜びで、任職もよくここまで教化したものである。福岡県糸島郡出身の森と子さんの遺作である。み仏の大願業力に乗托し、もう生前から心は浄土に住み遊んでいる。

公害問題を契機に世相はますます険悪となり、摘発

につぐ摘発で物擾騒然たるものがある。おたがいになじりを決し敵視している。人道主義の立場から政府を攻撃し、企業優先の迷妄を告発するのはよい。

といっても脚下を照顧すると、告発する自分自身も、公害の被害者ではなく加害者ではなかったのか、の深いさんげと自覚がほしい。このひとりひとりの自覚がないと、公害問題はいつまでたっても六道を輪回する。

春彼岸を迎えるにあたり僧俗ともに「あなたの中にわたしを見、わたしの中にあなたを見る。あなたとわたしは、もともと一つだった」の俱会一処の浄土を建立しよう。

各宗派教化担当者会議

具体案を作成中

余仏文化局では全一仏教運動の推進と共に、各宗派の教化充実をはかる資料の作成をすすめているが、このたび各宗派教化担当者の合同会議を開催することになった。

この合同会議の意図するところは、各宗派が教養にもとずいて、それぞれに特色ある教化活動を展開しているが、更に宗派間の連絡を緊密にもつことによって一層の充実をえると共に社会への影響力の拡大をはかることである。

たゞは真言宗本願寺派の護持会運動、真宗大谷派の同朋会運動、浄土宗知恩院のおつき運動、天台宗の一隅を照らす運動、真言宗智山派のつくしあい運動など注目をあびている教化活動の実態を担当者より報告をねがい、それを中心に研究討論することによって、各宗派の教化前進をすすめることは全一仏教運動にとって大きな意義をもつことになるであろう。開催日時と具体的内容は局内で立案中である。

「靖国神社法案」再び国会へ

仏教徒の一致した態度せまらる

掲載して全会員の研究の資料としたい。

さきの国会で廃案となった「靖国神社法案」については、その後も国民的問題として宗教界のみならず、各方面に於てその成立是非に対する主張、行動が活発に展開されてきている。仏教界にあっては、四十三年に加盟団体の意志によって発表された全日本仏教会の同法案反対の声明に対し、昨秋の第十八回全仏新潟大会に於て再び、この問題の在り方についての真剣な討議がおこなわれ、政府、自民党は今通常国会に再び「靖国神社法案」を上程した。

全仏当局では、既に反対声明により、同法案に対する態度は表明してきたが、その後の国民感情等を考慮し、更にこの法案に対する要望書を二月十日付で自民党総裁佐藤栄作氏へ提出したが、なを仏教界としての態度決定のために、去る二月二十三日に東京方面の理事会を開催し、慎重な討議を行った。ついで三月十五日には常務理事会を開催して、この問題を中心にして現状に対する全仏の態度決定をおこなうことになっている。

この法案は国民的問題であると共に仏教界にとつても将来に及ぼす影響など幾多の重要問題が予想されることであり、ここに四十三年に発表した全仏反対声明と上程された「靖国神社法案」の全文を

かねて、自由民主党より宗教法人靖国神社に関して、国家護持を目的とする「靖国神社法案」について意見を求められたので、財団法人全日本仏教会は慎重に審議を重ねた結果、国民感情として戦没者及び国事に殉じた者に対して国家が之を慰め、その施設を護持する意図は充分に諒とされるが、この法案は靖国神社の創建の精神を失わせ、且、憲法第二十条及び第八十九条に規定されている信教の自由と政教分離の精神に大きくもとのものであり、宗教法人法が保証する宗教法人の權益を著しく侵害するものとして反対の意を表明する。

要 望 書

宗教界を始めとしてひろく国民の各層が繰り返し反対してきたにもかかわらず貴党は靖国神社法案を今国会に提出しました。

この法案は日本国憲法に規定されている信教の自由、政教分離に違反し、宗教に対する政治の干渉を招くことになると考えられます。

したがって靖国神社法案を立法化しないことを強く要望するものであります。

昭和四十六年二月十日

全日本仏教会
新日本宗教団体連合会
日本キリスト教協議会
日本宗教者平和協議会
靖国神社問題連絡会議

自由民主党総裁
佐藤 栄作殿

財団法人全日本仏教会
昭和四十三年四月六日

財団法人全日本仏教会
昭和四十六年二月十日

戦没者及び国事に殉じた者に対する国民の感謝と尊敬の念を表する霊場としての宗教法人靖国神社を、非宗教の場に置きかえることは、公の財産使途を急いで、宗教監視の風潮を国家が奨励する事となり、国民を無宗教の場に追い込む結果となることを恐れるものである。

加えて、この法案の附則第八条によると宗教法人靖国神社の宗教法人格と、一方的な政治権力によって変更することになり、このことは全宗教法人の権利にも重大な侵害となるおそれがある。

行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」といふ名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令に定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社

靖国神社法案

第一章 総 則

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表すため、その道徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式

行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」といふ名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令に定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社

という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のとときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員任期は三年とする、ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一、政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者は除く)

二、禁治産者及び準禁治産者
三、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(役員解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
二、職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が

相反する事項については、理事長は代表権を有しない、この場合には、監事が靖国神社を代表する。
(職員任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員除位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十九条 靖国神社に評議員会を置く。
2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。
一、第三条の規定による戦没者等の決定についての申出
二、業務方法書
三、収支予算及び業務計画
四、第二十二条第二項の規定により認可を受けべき業務
五、第二十四条の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六、第三十条に規定する借入金
七、第三十一条第二項に規定する重要な財産の処分等
八、その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要

と認める事項については、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は三年とする、ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる
4 内閣総理大臣は、評議員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。
2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができる。
4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、会長が評議員会に於て定める。
第四章 業務
(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的

を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつ、次の業務を行なう。

- 一 戦没者の名簿等を奉安すること。
- 二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。
- 三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。
- 四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務。
 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。
 (規程)

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎

年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
 第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
 第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完成しなければならない。

(財産目録等)
 第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)
 第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)
 第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)
 第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)
 第三十二条 国は政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十一条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十一条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十一条の業務に要する経費の一部を補助することができる。
 (総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するものほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
 第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)
 第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社（以下「宗教法人靖国神社」という。）は、

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があった時は、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があったときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会（以下「審議会」という。）に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。
2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以上をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があったときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があつたとき、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時において

解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(経過規定)

第十三條 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時において宗教法人靖国神社に奉斎されていた人々は、第三条の手續を要しないで、靖国神社の成立の時において同条により決定された戦没者等とする。

第十四條 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五條 靖国神社の最初の会計年度は第二十五條の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終るものとする。

第十六條 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六條中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七條 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税については不動産取得税又は

自動車取得税を課することができない
(他の法律の一部改正)
第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。
十六の四 靖国神社に關すること。
第十五条 第一項の表中消費者保護會議の項の次に次のように加える。

靖国神社法(昭和
年法律第 号)附則
第七条の規定によりその
権限に属せしめられた
事項を行なうこと。

靖国神社法(昭和
年法律第 号)附則
第七条の規定によりその
権限に属せしめられた
事項を行なうこと。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社法(昭和
年法律第 号)

二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中水産資源開発公団の項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表中水産資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国靖社
靖国神社法(昭和
年法律第 号)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社法(昭和
年法律第 号)

靖国神社法(昭和
年法律第 号)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中水産資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社法(昭和
年法律第 号)

靖国神社法(昭和
年法律第 号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一

項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。
第七十二条の四

第一項第三号中

「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。
第七十三条の四第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

第二十二 靖国神社が靖国神社法(昭和年法律第 号)第二十二

和年法律第 号)第二十二

第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第三百四十八条第二項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 靖国神社が靖国神社法第二十二

条第一項に規定する業務の用に供する固定資産

新発売! 即線香 大廉売(卸・小売) 特約店ご希望の方にも応じます。

● 珍らしい文字が現れる線香(意匠登録申請中)

● 法名入(香)線香 縁起のよい法名を自由に記すことができます。

● 御文字入(香)線香 大切なご題目が現れます。

● おみくじ(香)線香 二重の御機嫌にキリッとおみくじが現れます。

● 縁起線香(梅金香) 縁起のよい梅の香りが漂います。

● 御仏氏名線香 御先祖の名を記すことができます。

● 印度直輸入ボダイ樹の葉線香(小テンプル線香) 印度直輸入ボダイ樹の葉の香りをお楽しみください。

● 法衣・装束・荘厳・神具(各線香) 法衣・装束・荘厳・神具の香りをお楽しみください。

● 法衣・装束・荘厳・神具(各線香) 法衣・装束・荘厳・神具の香りをお楽しみください。

日本宗教制度史の集大成

全巻予約出版

改訂補増 日本宗教制度史 全4巻

梅田義彦著 A5判・上製箱入 平均 600頁 定価 32,000円(全4巻)

すいせんのことば 稲田稔界氏=古今を一貫した日本宗教制度史として壯観というべく、類書に超絶した内容と価値を備えた好著である。

予約締切46年4月末 特典 一括前払特価28,000円

近代篇 上代篇 中世篇 近世篇の順に発刊 第1回配本3月末

寛泰彦・小沢富夫編

日本人の倫理思想

日本民族の思想・精神の源泉を辿る初の体系的倫理思想史

A5判・326頁・1300円

東宣出版

東京都千代田区富士見2-6-9 (電) 03(263)0997 振替 154384

第十九回全日仏徒会議

今秋四国高松市で開催

第十八回仏教徒会議新潟大会後、昭和四十六年度に開催する第十九回の仏教徒会議は、その後各方面と接衝をつづけてきたが、このたび内定した。

第十九回は、四国香川県高松市を主たる開催地とし、四国四県仏教会が一致して協力することとなった。

開催日時は、十月七八の両日で長岡市で開かれた日時と同じである。

全仏ではその準備の為に、きめこまかな現地との打合せをするほか、おまっちゃう態勢の一環としてブロック会議、全仏講習会等を開催する予定であるが、近く

常務理事会で正式に決定されるであろう

四国四県仏教会の現況は、必ずしも活発な運動とは云わないまでも、真言各宗

寺院が多く、真宗興正派も多い、総寺院数は三千四百ヶ寺、今後の発展が期待される。

花まつりポスター

全国へ配布

全一仏教運動のシンボルとも云える「花まつり」は全国各地で盛り上りをみせているが、東京都仏教連合会では、更

に国民情操運動の一環にまでと念願して現代的なポスターの作成を努力してきたが、このほど完成し、全仏を通して全国加盟道府県仏教会に贈呈し、花まつりの活発化を助成することになった。

ポスターはカラフルな色彩に莊嚴味を加えた見事なものである。

第十五回

全仏中央講習会開催

第十五回全仏中央講習会は、去る二月十三日東京本願寺大谷ホールで開催された。受付開始の九時には、折悪しく一面の降雪で出足が悪かったが、東京都仏教連合会の各地区仏教会からの参加が多く約二百名近い受講者があった。

九時半開講式は、真宗大谷派東京別院輪番伊藤哲雄師の主唱により三飯依文の唱和があり、白幡文化局長の開講の辞、郡司東仏事務局長のあいさつ、稲田理事長のあいさつがあつて直ちに講演に移り、先ず早稲田大学教授文学博士仁戸田六三郎先生の、将来の仏教の課題―現代の世相を通して―の講述があつた。

午後、外から眺めた日本人と題して、元全仏国際主事、近竜寺住職松濤弘道師の滞米十一年にわたる経験に基えた講演があり、国会開会中の繁忙のなかを、特別に出講された防衛庁長官衆議院議員、中曾根康弘先生の時事問題についての講述は聴衆に大きな感銘を与えた。

全仏ではこの中央講習会の講演を収録して製本のうえ、頒布する。

浄土宗全書

—日本仏教の成果 浄土教のあけぼの—

- 予約申込規定 全四十二巻予約申込者のみに限り出版します。
- 定価 各巻 2,000円/特価 全四十二巻一時払80,000円/申込期限/昭和45年7月末日 ※内容見本進呈※
- 刊行 期日 昭和45年4月第一巻好評発売中・第二巻5月配本・第三巻6月配本・毎月一冊刊行
- 御申込みは大正大学浄土学研究室・仏教大学浄土学研究室・右記発売元又はお近くの書店か浄土宗宗務支所にお申込み下さい。

★おわび—解説・執筆者塚本善隆先生ご病気の為2回配本が遅延いたしましたことを、ご購入者各位に深くおわび申し上げます。

発行所 浄土宗開宗八百年
記念慶讃準備局
総発売元 山喜房仏書林

東京都文京区本郷5-28-4東大赤門
前 TEL03-811-5361 振替 東京
京1900

パキスタン大災害救援金

感謝録

(二月二十五日現在受付)

第三次分(敬称略)

一金五万五百円也 東京都仏教連合会

(第九回分) 神奈川県仏教会

一金八千円也 武蔵野女子大学雪香寮

寮生一同

一金十二万三千三百円也 東京都仏教連合会(第十回分)

一金八十五万円也 高野山真言宗事務

募金総累計

一金四百七十七万九千九十八円也

事務局報告

全仏制度調査委員会は発足以来しばしば開催されてきたが去る十七日の委員会で小委員をあげて検討することとなった。

今までに、寄附行為全般にわたり意見の発表がなされてきたが、六月に答申をすることに定められているので細部にわたる審議にきりかえられるものと見られる。小委員は、田中亮三、藤田説量、丸山日雄、真溪義貴、別所弘因、郡司博道、伊藤勝淳の七氏で、随時会合をするが小委員会の第一回は三月四日に開かれる。

異動お知らせ

管長改名

顕本法華宗

管長・土屋日宏に改名。(旧名土屋信文)

内局交替

曹洞宗々務庁(二月八日付)

宗務総長 山田義道

参議 福山忍裳

参議 宮前鳳洲

総務部長 朽木正己

教化部長 金子宗一

財政部長 若山運法

教学部長 岡田己成

社会部長 阿部博邦

秘書室長 山崎秀明

企画室長 田中亮三

日蓮宗々務院(二月十六日付)

宗務総長 渡辺公允

総務部長 三井宣雄

庶務部長 山口寿雄

教務部長 丸山日雄

伝道部長 長谷川正徳

財務部長 松井義海

護法運動本 栗原正隆

部事務局長 山本玄英

慶讃会勸財 部長

奈良県仏教会

奈良市雑司町 東大寺北林院内

哀悼

大谷 實雄氏(参議院議員)

日臘十二月二十三日逝去七十歳

氏は全仏参与として農地補償等の權益問題をはじめ農林政務次官として多大の貢献があったがベトナム問題にも取り組んで活躍された。当選三回

即真 周湛師(前天台座主)

二月十五日逝去 八十二歳

師は昭和三十四年、天台座主となり、全仏副会長に推戴された、師は天台宗徒のみならず、生仏さまとして信仰を求めた持戒堅固の清浄行者であられた。本葬は三月十三日執行される

安藤 寿雄師(前新潟県仏教会長)

一月七日逝去

師は全仏が法人設立以来理事として十余年間就任された、大谷派の宗機顧問、布教面の活躍は高く評価される。病気のため第十八回全仏会議新潟大会の直前に退任された。

本葬は二月二十四日自坊で営まれた。

△ △ △

創立30周年



創業94年

30年のあゆみを
これからの
ひろがる世界と
日々にかかします

あなたの おそばに

東海銀行

全国200余店 海外2店・2駐在員事務所

昭和四十六年三月一日発行
三月号 第一六五号

発行人 伊藤哲雄

編集人 白幡憲佑

発行所 財団法人 全日本仏教会
東京都台東区西淺草一丁目五五(東京本願寺内)